

## Tax & Legal Services Newsletter

Vol. February 2015

### 研究開発費の三重控除

タイ国内閣は、財務省から提案された研究、開発および革新に関連する費用の控除についての修正案（以下の規定を含む）を承認しました。

- 控除可能額を適格費用の200%から300%に引き上げる。
- 控除限度額は、財務省および科学技術省が設定した金額の合計金額とする。
- 当該優遇制度は、2015年1月1日から2019年12月31日までの5年間適用される。
- 科学技術開発局もしくは財務省から要請されたその他の部局は、当該費用が関係する研究、開発および革新に関するプロジェクトを確認し証明する必要がある。

### 電子新聞、雑誌もしくは教科書の提供サービスに対するVAT（付加価値税）の免除

タイ国内閣は、財務省が提出した電子新聞、雑誌もしくは教科書（電子書籍）をインターネットを介して提供するサービスに対してVATを免除する案を承認しました。電子書籍とは、読者が電子端末（例えば、コンピュータや電子書籍リーダー）を介してアクセスできるコンピュータソフトウェアによって作成された書籍形式の電子書類と定義されます。免税の対象となるサービスは、読者に電子書籍をダウンロードすることを可能にさせるためにソフトウェア開発者によって開発されたアプリケーションを通じて提供され、これに関連する料金が月次もしくは一定期間ごとに請求されるサービスです。

### 法人でないパートナーシップおよび人的団体の納税手続き

先日、タイ国歳入法改正法No. 39により、法人でないパートナーシップもしくは人的団体からの利益配分に対する個人所得税の免除が廃止されました。この度、納税手続きを定めた歳入局規則 No. Paw. 149/2558が公布され、当該規則には、法人でないパートナーシップもしくは人的団体の要件に該当する団体の例、ならびに税額計算および利益配分の例が記されています。

### 中小企業の38種類の活動に適用されるBOIの租税免除

タイ国投資委員会 (BOI) は、中小企業 (Small and medium-size enterprises (SMEs)) に国際レベルでより効果的に競争すること、および投資を奨励することを可能にさせるためにその潜在能力を高め強化する措置を含むBOI布告 No. 5/2557 を公表しました。当該布告に基づき、中小企業が行う一定の活動は、活動の種類により法人所得税の2年間から8年間の免除、および関税の免除といった税務上の優遇や恩典を享受することができます。BOI布告No. 2/2557 Re: Policy and Requirements for Investment Promotionに基づき、申請によりメリットベースの恩典が利用可能で、その他の特典も認められます。

当該優遇措置を受ける中小企業は、プロジェクト毎の投資金額（土地代と運転資金を除く）が最低50万バーツ、登録資本金額の51%以上をタイ人が所有、負債比率が3対1以下、そして奨励事業と非奨励事業を合算した正味固定資産の額もしくは投資規模（土地代と運転資金を除く）が200百万バーツ以下でなければなりません。

当該優遇措置は、以下を含む38種類の製造およびサービス活動からなる7つの事業分野で享受できます。

- バイオロジカル肥料および有機肥料の製造
- 硝子および窯業製品の製造
- 楽器の製造

- 金属製品および金属部品の製造
- 車両用ゴム製タイヤの製造
- 電気製品および部品の製造
- 薬剤の製造
- 物流サービスセンターの運営
- 映画制作補助サービスの提供

中小企業がタイ国やその産業全体に貢献するプロジェクトに関連する追加の投資もしくは追加の支出（研究開発、技術革新、知的財産権の取得、タイ国内で開発された技術を商業化するためのライセンス費用、先端技術の研修費など）を行った場合、当該事業のメリットに応じて1年間から3年間の追加の税務恩典が享受できます。

当該BOI布告は、2015年1月1日から適用され、申請者は2017年12月31日までに投資奨励申請書をBOIに提出しなければなりません。

### 歳入局のルーリング： マーケティング サービス フィーに係る源泉税

A社は、スウェーデンにある関連会社B社から輸入した電気器具をタイ国内で販売しています。A社は、タイ国外からのマーケティング サービス（印刷物や宣伝用書類の提供、その他のマーケティング サービス）の提供をC社に委託しました。年に1度、売上高の1.5%がサービス フィーとして請求されます。A社は、当該フィーはタイ国歳入法 Sec. 40 (8) に規定される所得に該当すると解釈し、同法 Sec. 70 の規定に従い源泉税を控除せずにサービスフィーをC社に支払いました。しかし、調査官は当該支払をロイヤルティーの支払とみなし、15%の源泉税を課しました。

本件追徴課税に関してタイ国最高裁判所は、C社が提供したパンフレットおよびA社とC社との契約書を精査し、C社により提供されたサービスは単純に製品を宣伝するというよりも、むしろ著作権で保護された資料を制作するためにその技術的専門性を応用していると結論付けました。製品の詳細を開示することに加え、パンフレットには、全ての関連会社の沿革や著作権で保護される芸術的作品と見なされる製品に関する記事、写真やイメージ画が含まれていました。また、C社が自社の従業員に顧客行動の調査や市場分析を行うよう指示していた事実もC社の創造性を示唆していました。さらに、A社とC社との契約によれば、A社はパンフレットの配布に責任を負う当事者とされ、そのことは公衆に配布するために著作権で保護された資料を再生産することを示しています。したがって、裁判所は、当該支払はタイ国歳入法 Sec. 40 (3) に規定されるロイヤルティーの支払に該当し、A社は源泉税を徴収しなければならぬとしました。

（注）本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

#### 日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

|                  |            |            |            |            |
|------------------|------------|------------|------------|------------|
| 鈴木 基之            | 宮下 淳       | 中島 雄一郎     | 藍原 滋       | 中西 康智      |
| 日本国公認会計士         | 日本国公認会計士   | 日本国公認会計士   |            |            |
| パートナー            | シニアマネージャー  | マネージャー     | ダイレクター     | マネージャー     |
| Tel: 02-676-5700 | Ext. 13228 | Ext. 13399 | Ext. 11676 | Ext. 13531 |
| Ext. 5085        |            |            |            |            |

**Business Tax & Indirect Tax**

Anthony Visate Loh  
+66 (0) 2676 5700 ext 5022  
[aloh@deloitte.com](mailto:aloh@deloitte.com)

**Legal Services**

Cameron McCullough  
+66 (0) 2676 5700 ext 5015  
[camccullough@deloitte.com](mailto:camccullough@deloitte.com)

**Business Tax (Japanese Services Group)  
& Indirect Tax**

Darika Soponawat  
+66 (0) 26765700 ext 12784  
[dsoponawat@deloitte.com](mailto:dsoponawat@deloitte.com)

**Transfer Pricing & Business Tax**

Dr. Kancharat Thaidamri  
+66 (0) 26765700 ext 11205  
[ktthaidamri@deloitte.com](mailto:ktthaidamri@deloitte.com)

**Business Tax (Business Model  
Optimization)**

Korneeka Koonachoak  
+66 (0) 2676 5700 ext 5023  
[kkoonachoak@deloitte.com](mailto:kkoonachoak@deloitte.com)

**Global Employer Services**

Mark Kuratana  
+66 (0) 2676 5700 ext 11385  
[mkuratana@deloitte.com](mailto:mkuratana@deloitte.com)

**Transfer Pricing & Customs  
Services**

Stuart Simons  
+66 (0) 2676 5700 ext 5021  
[ssimons@deloitte.com](mailto:ssimons@deloitte.com)

**Business Tax (M&A) & FSI**

Wanna Suteerapornchai  
+66 (0) 2676 5700 ext 10691  
[wsuteerapornchai@deloitte.com](mailto:wsuteerapornchai@deloitte.com)

---

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see [www.deloitte.com/th/about](http://www.deloitte.com/th/about) for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 210,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2015 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.